資料４

独自利用事務の削除に伴う条例等の改正について

１　住民基本台帳法施行条例について

（１）概要

本条例（以下「条例」という。）では、住民基本台帳法（以下「法」という。）の規定に基づき、「本人確認情報等」の利用や保護等に関し必要な事項を定めている。

本人確認情報等の利用
- 住民の利便増進や行政合理化のため、法及び条例に限定列記された事務（給付金支給、資格付与や登録等）において、行政が情報を利用できる。
- 条例では、道や道内市町村が利用可能な事務（＝「独自利用事務」）を定めている。

（２）構成

	内　容		備　　考	
第１条	趣旨			
第２条	本人確認情報等	道内市町村の利用	利用事務　→ 別表第１に列記	
第３条			情報提供方法 → 専用回線・端末による	
第４条		知事の利用	利用事務　→ 別表第２に列記	⇒改正
第５条		知事以外の道機関の利用	利用事務　→ 別表第３に列記	⇒改正
第６条			情報提供方法 → 専用回線・端末による	
第 7～12 条	審議会の構成等		構成、任期等	

２　改正の内容

- 令和７年度住民基本台帳法の改正により住基ネットの利用対象となる事務が拡大され、新たに規定された事務と、道の条例で既に規定している事務の一部が重複したことから、条例及び道条例施行規則を改正し、当該重複する部分を削除したもの。

３　施行期日

- 条例公布日

○ 住民基本台帳法の改正に関連する条例等の重複箇所一覧

【改正】住民基本台帳法	住民基本台帳法施行条例
別表第３（第30条の11、第30条の44の4関係） 11の2　採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって総務省令で定めるもの	別表第２（第４条関係） 22　採石法（昭和25年法律第291号）による採石業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
別表第３（第30条の11、第30条の44の4関係） 11の3　砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって総務省令で定めるもの	別表第２（第４条関係） 23　砂利採取法（昭和43年法律第74号）による砂利採取業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
別表第６（第30条の15、第30条の44の6関係） 1の2 監査委員　地方自治体による同法第242条第1項の措置の請求に関する事務であって総務省令で定めるもの	別表第３（第５条関係） ９ 監査委員　地方自治法（昭和22年法律第67号）による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの

新旧対照表

○住民基本台帳法施行条例

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（都道府県知事保存本人確認情報の利用に係る事務）
第４条　法第30条の15第１項第２号に規定する条例で定める事務は、別表第２のとおりとする。
（都道府県知事保存本人確認情報の提供を受ける知事以外の道の執行機関及び当該提供に係る事務）
第５条　法第30条の15第２項第２号に規定する知事以外の道の執行機関であって条例で定めるもの（以下「知事以外の道の執行機関」という。）及び同号に規定する条例で定める事務は、別表第３のとおりとする。
別表第２（第４条関係）
１～21　略
（削る）

（削る）

22～29　略
別表第３（第５条関係）
<table><tr><td>提供を受ける知事以外の道の執行機関</td><td>事務</td></tr><tr><td>１　教育委員会～８　教育委員会
略</td><td></td></tr><tr><td>（削る）</td><td></td></tr><tr><td>９　公安委員会</td><td>略</td></tr></table></td><td>（都道府県知事保存本人確認情報の利用に係る事務）
第４条　法第30条の15第１項第２号に規定する条例で定める事務は、別表第２のとおりとする。
（都道府県知事保存本人確認情報の提供を受ける知事以外の道の執行機関及び当該提供に係る事務）
第５条　法第30条の15第２項第２号に規定する知事以外の道の執行機関であって条例で定めるもの（以下「知事以外の道の執行機関」という。）及び同号に規定する条例で定める事務は、別表第３のとおりとする。
別表第２（第４条関係）
１～21　略
22　採石法（昭和25年法律第291号）による採石業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
23　砂利採取法（昭和43年法律第74号）による砂利採取業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
24～31　略
別表第３（第５条関係）
<table><tr><td>提供を受ける知事以外の道の執行機関</td><td>事務</td></tr><tr><td>１　教育委員会～８　教育委員会
略</td><td></td></tr><tr><td>９　監査委員</td><td>地方自治法（昭和22年法律第67号）による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>10　公安委員会</td><td>略</td></tr></table></td></tr>
</table>

新旧対照表

○住民基本台帳法施行条例施行規則

新	旧
（条例別表第２の規則で定める事務） 第５条　条例別表第２の１の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 （１）　給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 （２）　給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 （３）　給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 ２～21　略 22　条例別表第２の22の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 （１）　登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 （２）　登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 （３）　採石業者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）又は採石業務管理者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 23　条例別表第２の23の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 （１）　登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 （２）　登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 （３）　砂利採取業者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）又は砂利採取業務主任者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 24～31　略	（条例別表第２の規則で定める事務） 第５条　条例別表第２の１の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 （１）　給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 （２）　給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 （３）　給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 ２～21　略 （削る） （削る） 22～29　略
（条例別表第３の規則で定める事務） 第６条　条例別表第３の１の項の規則で定める事務は、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）による授業料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 ２～８　略 ９　条例別表第３の９の項の規則で定める事務は、住民監査請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。 10　略	（条例別表第３の規則で定める事務） 第６条　条例別表第３の１の項の規則で定める事務は、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）による授業料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 ２～８　略 （削る） ９　略